



撰津市長様 平成 年 月 日 提出		特別徴収義務者 給与支払者	名称 (氏名)	所在地 (住所)		担当者 印	係	特別徴収 指定番号		
フリガナ 氏名		新姓	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動の事由	移動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額	退職手当等の支払額 (支払予定額)
給与所得者 住所	1月1日 現在			月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月 日	1、転勤 2、退職 3、死亡 4、休職 5、長欠 6、その他	1、特別徴収継続 2、一括徴収 3、普通徴収 (本人が納付する)	円	円
	異動後								控除社会保険料額	勤続年数
◎ 納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。										
新しい勤務先の 名称及び所在地		所在地 〒 - 名称			特別徴収指定番号 電話番号 ()		左記転勤先へは月割額 円を 月分 から徴収するよう連絡済です。			

◎ 給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収	一括徴収する場合		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計	備考
	理由	1、異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。 2、異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	本人の印 <input type="checkbox"/>	月 日 月 日	円 円	円
一括徴収	一括徴収しない場合					
	理由	1、異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2、特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。) 3、異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4、死亡による退職のため。				平成 年度 月分以降の月割額は 1、特別徴収義務者を変更 2、普通徴収へ切替 3、一括徴収 4、その他
				平成 年度 月分以降の月割額は 1、特別徴収義務者を変更 2、普通徴収へ切替 3、一括徴収 4、その他		

- 記載注意
- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに、それぞれ関係市区町村へ提出してください。
 - 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
 - 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時まで給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
 - 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。
 一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄などに所要事項を記載するとともに1の場合には給与所得者の印を押印してください。
 一括徴収しない場合には、理由欄の該当する事項を○で囲んでください。